

飯塚市多子世帯の幼稚園等預かり保育利用料助成事業実施要綱を次のように定める。

令和8年9月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市多子世帯の幼稚園等預かり保育利用料助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、多子世帯の幼稚園等の利用に伴う保護者の経済的負担を軽減し、安心して生み育てられる環境づくりに資することを目的として、飯塚市多子世帯の幼稚園等預かり保育利用料助成事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、学校教育法(昭和22年法律第26号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。

- (1) 第2子以降の児童 生計を同じくする同一の保護者によって養育されている者のうちその出生の早い者から順次に数えて第2番目以降の児童で、飯塚市に居住する者をいう。
- (2) 満3歳児 満3歳に達した児童で翌年度の4月を待たずに年度の途中から幼稚園等に就園するものであって、飯塚市に居住する者をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者又は未成年後見人その他の者であって、子どもを現に監護し、生計を同じくしている者で、飯塚市に居住する者をいう。
- (4) 幼稚園等 次に掲げるものをいう。

ア 幼稚園 学校教育法第1条に規定される施設

イ 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定される施設

- (5) 預かり保育 幼稚園等が、通常の教育時間以外に保護者の要望に応じて、幼稚園等内において自園児を対象に行う教育活動(園児が在籍する幼稚園等の平

日の教育時間と預かり保育事業の実施時間の合計が8時間未満である場合又は預かり保育事業の実施日数が年間200日未満である場合にあっては、法第7条第10項第4号、第6号又は第8号に規定する施設若しくは事業のうち、法第58条の2に規定する確認を受けたものを含む。)をいう。

- (6) 預かり保育利用料 幼稚園等における預かり保育の利用に要する利用料として、保護者が負担するものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、第2子以降の満3歳児(以下「対象児童」という。)を養育する保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第19条第1項第2号と同等の保育の必要性を有すると市長が認めた者であること。
- (2) 法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付の支給を受けていない者であること。
- (3) 対象児童が法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業を利用していない者であること。
- (4) 対象児童が前条第5号に規定する事業を利用する者であること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、月ごとに算定するものとし、次の各号に定める基準により算出した額の合計額とする。ただし、月額上限は、17,700円とする。

- (1) 対象児童が在籍する幼稚園等に対して第3条に該当する保護者(以下「助成対象者」という。)が支払った当該月分の預かり保育利用料の額と、日額490円に幼稚園等における預かり保育の利用日数を乗じて得た額を比較し、いずれか低い方の額
- (2) 園児が在籍する幼稚園等の平日の教育時間と預かり保育事業の実施時間の合計が8時間未満である場合又は預かり保育事業の実施日数が年間200日未満である場合にあっては、法第7条第10項第4号、第6号又は第8号に規定する施設若しくは事業のうち、助成対象者が法第58条の2に規定する確認を受けたものに支払った額

2 月の途中から給付認定を開始したとき、又は月の途中で給付認定を終了したときの助成金の額は、日割計算により算出した額とする。この場合において、その額

に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(認定の申請)

第5条 助成対象者が助成金を受けようとするときは、対象児童ごとに多子世帯利用給付認定申請書(以下「申請書」という。)に子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第2条第2項第2号に規定する書類及び必要書類(以下「関係書類」という。)を添えて市長に提出し、認定(以下「給付認定」という。)を受けなければならない。

2 前項の申請を行った保護者が法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定にかかる保護者であって、その認定子どもについて現に法第11条に規定する子どものための教育・保育給付の支給を受けていないものは、前項に規定する関係書類の添付を省略できることとし、給付認定を受けたものとみなす。

(認定の通知)

第6条 市長は、前条の申請を受けた場合において、申請書及び関係書類を審査し、給付認定を受ける資格を有すると認めるときは、多子世帯利用給付認定通知書(以下「認定通知書」という。)により、その旨を当該申請に係る保護者(以下「認定保護者」という。)に通知する。

2 市長は、前条の申請を受けた場合においては、申請書及び関係書類を審査し、給付認定を受ける資格を有すると認められないときは、多子世帯利用給付認定却下通知書(以下「却下通知書」という。)により、その旨を当該申請に係る保護者に通知する。

(認定の有効期間)

第7条 給付認定の有効期間は、府令第28条の5の規定に準ずるものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成金の支給を受けようとするときは、認定保護者は市長に対し、多子世帯利用料助成金請求書(以下「請求書」という。)に府令第28条の21第2項に規定する書類及び必要書類(以下「請求関係書類」という。)を添えて市長が定める日までに提出しなければならない。

(助成金の支給)

第9条 市長は、前条の請求を受けた場合において、請求書及び請求関係書類を審査し、助成金の支給を認めるときは、多子世帯利用給付額決定通知書により、その

旨を認定保護者に通知し、市長が定める日までに支給するものとする。

(現況届)

第10条 認定保護者は、法第22条の規定に準じ、毎年、市長が定める日までに、現況届に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定変更の申請)

第11条 認定保護者は、現に受けている給付認定に係る保育の必要性の事由について、変更する必要があるときは、府令第11条第2項第2号に規定する書類及び必要書類(以下「変更関係書類」という。)を、また、その他の事項について、変更する必要があるときは、多子世帯利用給付認定変更申請書(以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(認定変更の通知)

第12条 市長は、前条の申請を受けた場合において、変更関係書類及び変更申請書を審査し、給付認定の変更を行うときは、認定通知書により、その旨を認定保護者に通知する。

2 市長は、前条の申請を受けた場合において、変更関係書類及び変更申請書を審査し、給付認定の変更を行わないときは、却下通知書により、その旨を認定保護者に通知する。

(認定の取消し)

第13条 市長は、法第24条の規定に準じ、給付認定の取消しを行ったときは、多子世帯利用給付認定取消通知書により、その旨を認定保護者に通知する。

(返還)

第14条 認定保護者が偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合、既に支給済みの助成金があるときは、当該者はその全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(報告等)

第15条 市長は、助成に関して必要があると認めるときは、認定保護者及びその他の関係者に対し、必要な事項の報告、文書の提出又は提示を求めることができる。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。